

ボランティア団体活動 育成補助事業補助金

のお知らせ



箕輪町社会福祉協議会では、ボランティアセンターに登録されているボランティア団体の事業に対して活動費の補助をおこなっています。

目的

ボランティア活動を主目的としている団体の事業に対して、予算の範囲内で活動費を補助することによりボランティア活動を振興及び育成し、地域福祉の増進を図ります。

対象事業

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施される下記の事業が対象です。

- 高齢者や児童、障がい児者等への支援や交流
- ボランティア活動を広げるための学習会・研修会及び催し等
- 地域おこしや文化活動等
- 先駆的・開拓的なユニークな事業で他のモデルになるような事業

対象経費

上記対象事業の実施に要する経費とします。団体の運営費は対象外となります。また補助金の申請を希望する事業に対して他からの補助を受けているものは対象外とします。

| 支出科目 | 支出内容例 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 謝金 | 講師や指導者への謝礼 (ただし、団体の会員に対する人件費及び謝礼は除く) |
| 消耗品費 | 事業に直接必要な材料代、事務用品、備品等の購入費 (ただし、団体の日常的な経費(ガソリン代、電話代、飲食代等)、会員の個人所有となる物品等の購入(維持)費は除く) |
| 印刷製本費 | ちらし・ポスター・パンフレットの作製や講座等の資料印刷 その他のコピー・印刷代 |
| 通信運搬費 | 郵送料、宅配便代 |
| 使用料及び賃借料 | 活動に必要な会場や機器類の使用料(賃借料) |
| その他 | 事業実施に必要で、上記の経費内容に含めることが出来ない諸経費 |

補助金額

1団体あたり限度額1万5千円まで

募集締切

8月12日(木)必着

実績報告

補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業終了後、速やかに事業結果について指定の様式により報告していただきます。※報告書と合わせて領収書が必須となります。

応募方法

指定の申請書に必要事項を記入の上、下記応募先まで郵送または持参してください。(Fax不可)
申請書は下記応募先にありますのでお問合せください。

補助決定

申請書をもとに審査委員会を開催し、厳正な審査をおこない決定します。提出された申請書の内容によっては、後日詳しくお聞きする場合があります。

申請された事業がこの補助金の目的、対象事業等に該当しない場合は、補助金を交付できない場合があります。

応募先・問合せ

箕輪町社会福祉協議会 地域ふれあいグループ

〒399-4603 箕輪町大字三日町1372-1 電話70-7075 担当：緑川